

京都市訓令甲第13号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成18年1月6日

京都市長 榊 本 頼 兼

第5条第12項中「係長」の右に「，小中一貫教育推進室長」を，「西京高等学校  
新学科企画推進室長」の右に「，塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室長」を加  
える。

附 則

この訓令は，平成18年1月10日から施行する。

（総務局総務部文書課）